

協会の組織と事業

(公社)東京都ペストコントロール協会は、現在下記の組織のもとに多くの事業を展開している。

I. 協会の組織

1. 公益法人への移行

任意の団体から、現在の(公社)東京都ペストコントロール協会(以下「当協会」という。)に至るまでの経緯について簡単に記す。

先ず初めに昭和43年8月に設立されたねずみ衛生害虫防除に関する専門家集団である「東京都害虫ねずみ駆除消毒事業協同組合(現在の東京都害虫防除協同組合)」から非営利公益的業務を分離して昭和55年12月に任意の団体として設立された。

以降、ねずみ・害虫などの有害生物の防除に努め、住民の衛生的環境の保持増進に寄与してきたことにより協会事業の公益性が認められ、昭和59年4月20日に東京都知事から法人設立の許可を受けて民法の規定に定める社団法人として登記し成立した。

公益法人制度改革による関連法律が平成20年12月1日から施行され、公益目的事業を行う一般社団・財団法人は公益法人への移行認定を受けることができるようになり、当協会は平成24年7月25日に都知事から公益法人として認定された。

因みに、当協会の主な事業は昭和43年8月設立の東京都害虫ねずみ駆除消毒事業協同組合に源を発しているとの認識から創立年度を昭和43年度として定めているので、今年が創立50周年にあたる。

2. 会員

当協会を構成している会員は、東京都内でねずみ・害虫等の有害生物の防除及び防疫を業とする事業者で、公益法人である当協会の目的に賛同して入会した正会員116社(株式会社99社、有限会社12社、個人5社)と防除防疫用の薬剤・資機材の製造・販売会社である賛助会員の7社を併せた123社である。(平成30年1月1日現在)

3. 法律で定める機関

法律で定める通りに総会、理事、理事会、監事の各機関を設置している。

(1) 総会

当協会では定款で事業計画、収支予算等を定める総会を毎年度12月に、役員選任、事業報告、収支決算の承認等を行う総会を2月に開催することを定めている。

(2) 役員

役員は、総会で選任する理事及び監事を設置している。

なお、当協会では、定款で一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める代表理事を会長、同様に同法に定める業務執行理事を専務理事と定めている。

① 理事の定数は定款で10名以上15名以内と定められている。任期は2年間。

理事会は、通常総会開催月の2月及び12月並びに3月と8月を除き月1回(年8回)第3水曜日

の午後に開催している。

② 監事の定数は定款で2名と定められている。

任期は理事と監事の改選時期を合わせるために2年間に短縮している。適切な監査業務ができるように理事会に出席している。

4. 任意の機関

(1) 名誉会長及び顧問

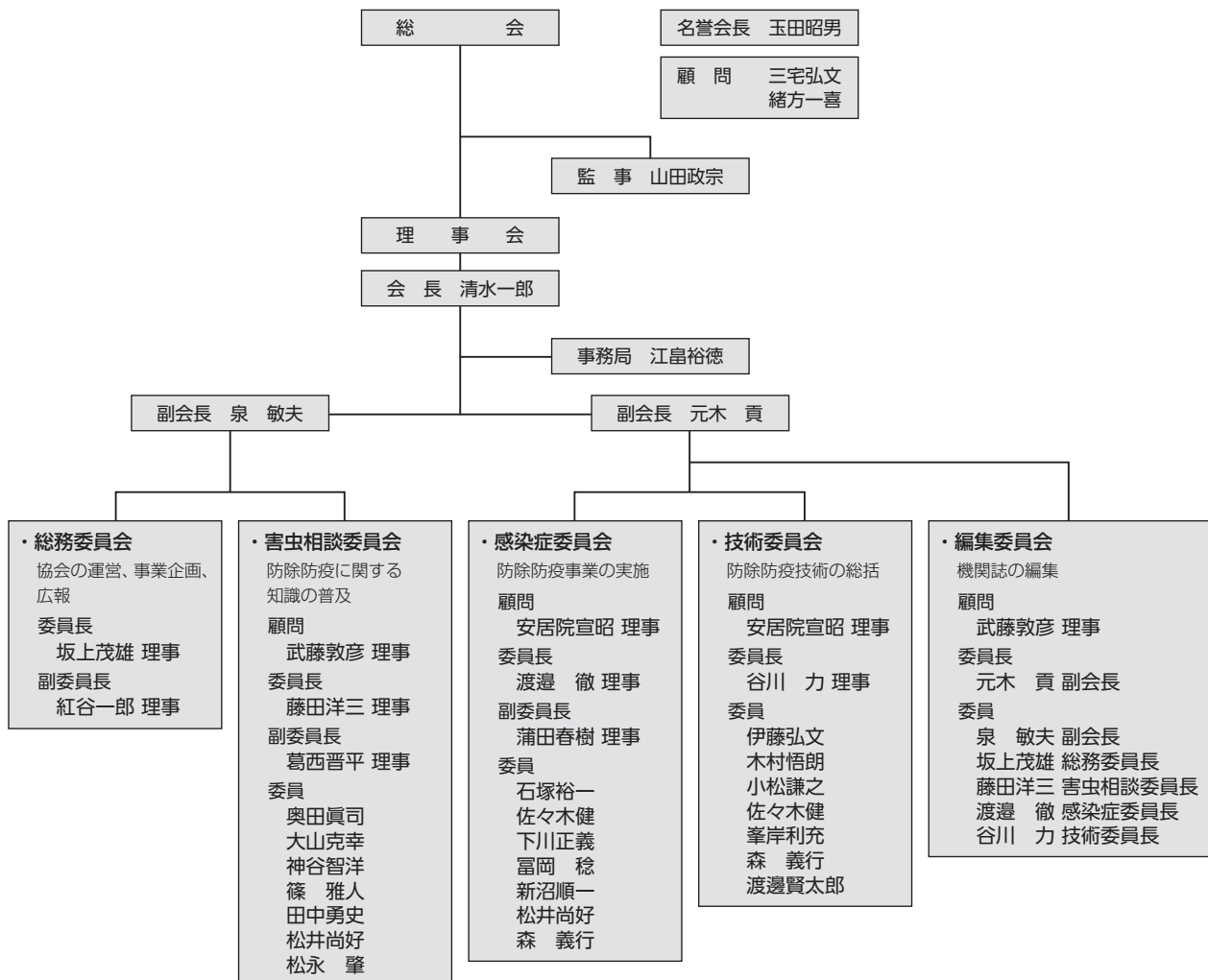
役員ではないが、当協会の運営上の重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べる事ができる名誉会長及び顧問を置いている。現在は名誉会長に玉田昭男氏、顧問に三宅弘文氏と緒方一喜氏が就任されている。

(2) 委員会の設置

当協会では、組織図のとおり総務委員会、害虫相談委員会、感染症委員会、技術委員会、編集委員会の5委員会を設置している。

各委員会が連携しながら総会で決定した事業計画についての実施計画・細目を検討して理事会に提案し、理事会で審議決定して協会の協力を得て実施している。

なお、現在の協会の組織図は、次のとおりである。



II. 協会の事業

協会は、公益法人設立の目的を達成するため、ねずみ・害虫等の有害生物の防除及び防疫に関する調査研究、知識の普及広報、技術の向上並びに防除防疫活動を行っている。

主な実施事業は次のとおりである。

1. ねずみ・害虫等の有害生物の防除及び防疫に関する調査研究、有害生物の生態、有害生物による被害状況、有害生物の防除法等に関して研究機関レベルでなく民間の防除業者としての知識経験を駆使して調査研究を行っている。

その成果については、都内の防除防疫業者、保健所、区市町村、都民、その他関係者に情報提供し活用を図っている。

2. ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び防疫に関する知識の普及広報

ねずみ・害虫等の有害生物による被害を未然に防ぐために、都民を対象に有害生物の生態と防除法等に関する知識の普及広報を図る一方、現実に被害を受け悩まされている都民からの相談に応じた適切な助言・指導(支援・援助)を行っている。

3. ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び防疫に関する技術の向上

有害生物の防除及び防疫活動の従事者を対象に、専門家として必要な最新の知識及び技術を習得するために、防除作業従事者研修会、害虫相談所研修会、感染症予防衛生隊研修会を開催している。

4. ねずみ・害虫獣などの有害生物の防除及び防疫活動

都、区市町村、東京消防庁等と各種の協定を締結し、また都民からの要請により感染症の発生予防及びまん延防止のために、感染症予防衛生隊が出動し、殺虫殺菌剤の散布作業及び感染症媒介蚊調査に必要な蚊の捕集作業等を行っている。